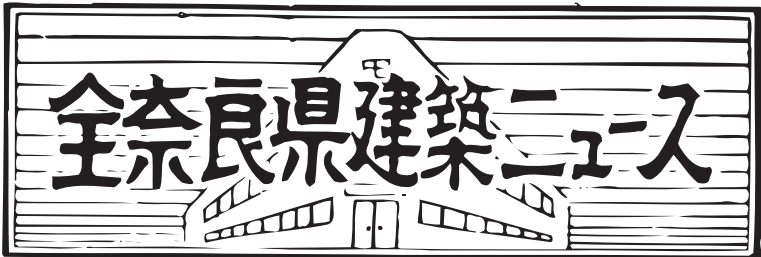


お盆休暇のお知らせ
8月13日(木)～16日(日)
本部業務はお休みさせていただきます。
ご不便をお掛けしますがよろしくお願いいたします。



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com

7.8 賃金・単価引き上げ、予算要求中央総決起大会

建設資材の供給不安解消、価格高騰から仕事と暮らしを守れ！



参加者全員でプラカードアクション

7月8日(水)、建設資材の供給不安解消、価格高騰から仕事と暮らしを守り、賃金・単価の引き上げ、建設国保を育成強化するため、東京・ニッショーホールで中央総決起大会を開催されました。熱中症等の症状で体調を崩す参加者が出ていることから参加者の健康に配慮しデモ行進は中止となりました。

46県連組合から1024人の仲間が参加して2027年度予算確保に向けた運動をスタートさせました。与野党8政党からの激励の挨拶を受け、厚労省・国交省・財務省などの各省要請を行いました。



大会の柱とするメインスローガン

鈴木委員長は「中東情勢の緊迫化に対し、組合員アンケートをもとに。国交省や各政党に供給不安の解消、事業継続・雇用維持に向けた支援を呼びかけてきた。5月21日に高市総理も出席する「中東情勢に関する関係閣僚会議」が開催され、建設業の現状把握と正常化に取組むよう、特に一人親方について全建総連の地方組織と国交省の地方組織が連携するよう指示があった。」「5月ごろから比べる」と改善も見えるが、価格高騰は進み、解決したわけでは

ない。」「今後も正常化に向けて頑張っていきたい」と述べました。

基調報告に立った小倉書記長は、「今回の総決起大会は2027年度予算編成に向けた必要な予算確保と持続可能な建設業の実現に向けた制度・政策の推進。そして中東情勢の影響による建設資材の供給不安と解消と価格高騰対策の強化を求めるために開催したと説明。

また、建設国保は現行補助水準確保と拡充に向け、ハガキ要請、地元国会議員要請など、積極的な展開をお願いしたい。年末の政府予算案の閣議決定まで頑張ろうと訴えました。

秋田建労の仲間が決意表明、フレッセの仲間による大会決議案を満場の拍手で確信しました。今回は本部書記局の松田と横谷が参加し「建設国保育成・強化」賃金・単価大幅引き上げのプラカードアクションを行い、団結ガンバロウで閉会となりました。

(本部書記次長 松田記)

転ばぬ先の杖 不払い防止10ヶ条

その① 信用情報 仕事ほしさに悪質業者に引っかからないよう、初めての取引先は「契約」の前に仲間や同業者から信用情報を集める…うますぎる話には要注意	その⑥ 追加・変更工事 追加・変更工事をめぐる不払いが多発。追加・変更箇所について工事責任者から「工事(施工)指示書」をもらい、必ず本体契約と別途の書面契約をしよう。
その② 適正価格 指し値発注、値引きの強要は見積りをきちんと行い、原価を割り込む低単価・赤字工事は断る…「次になんとかするからが」命とり。	その⑦ 倒産の危険信号 月々の支払の遅れ、オール手形、手形ジャンプの要求は倒産直前の危険信号。支払が改善されないなら傷を深くしないよう早めに工事から手を引く決断も必要。
その③ 書面契約 口約束は後でトラブルのもと、契約なしに工事に入らない。必ず工事着手前に契約書・発注書・請書を取り交わし、契約条件を確認しておく。	その⑧ 労働記録の保存 現場の出面、作業証明、作業指示書など現場での労働記録は大切に保存を。
その④ 手形払い 長期の手形・労務費に食い込む手形は建設業法違反。割れない手形はもらわない。	その⑨ 雇入れ通知書 倒産で賃金ที่ไม่払いにあった時、労働者として国から立替え払いによる救済が受けられるよう、「手問請」で働く場合は、仕事先から「雇入れ通知書」を受けておく。
その⑤ 月別収支 長期工事では、月々の出来高請求と月別の精算を確実に。労働者の手配や材料調達に必要な「前払い金」も要求しよう。	その⑩ 倒産防止共済 取引先の倒産に事前の備え…「中小企業倒産防止共済制度」に加入を。

◎組合では奈良総合法律事務所と顧問契約しています。
施主との工事代金不払い、竣工後の施工クレーム、元請や業者間との賃金不払いなどの問題等を抱えておられたら一人で悩まずにご相談下さい。
※最初の30分間は無料です。
・まずは組合本部へご連絡下さい。
・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。
奈良総合法律事務所 0744-23-8611

青年組合員のみなさん

青年部に入ろう！



苦労も喜びも共有する同世代の仲間です！
一人より二人です。

青年部は建築現場で働く概ね40歳以下の青年が加入しています。みんなで集まりワイワイと交流し、“楽しみつつ学ぶ”を合言葉に様々な取り組みをしています。

各支部青年部では幼稚園での奉仕活動・地域フェスタでの木工教室・家族レクリエーション（BBQ・潮干狩り）など精力的に活動しています。

奈良建築青協では仕事上の悩みや組合活動等について話し合ったり、建築知識を深めるための学習会、ボーリング大会、家族会BBQ等で交流を深めています。

全国青協や関西青協では交流集会やイベント等で情報交流も行っています。

また、「職人の手が足りない。工期に間に合わない」など、どうしようかと困った時には仲間同士の横のつながりを活かし助け合っています。

青年部に加入して、まずは一緒に楽しく活動してみませんか。

青年部員、男女問わず大募集！

青年部活動に関心や興味がある方はコメントをお願いします



組合員さん限定！



コーナンPROと建築組合の提携がスタート。
近畿二府四県で3%割引

「三条大路店・香芝店に加え、河合町に西大和店がオープン」

お買い物の際、レジで組合カードを提示することで、3%の割引が受けられるようになりました。現金&クレジットカードどちらも可。

早朝から営業していることで、プロ向けの住宅建材・用品を専門に扱う同店は120店舗が営業していますが、今回の奈良県建築組合との業務提携で3%の割引が受けられるのは関西エリアの店舗となります。

提携店舗は、近畿2府4県のコーナンPRO・WORK&TOOL全店となりますが、「ホームセンターコーナン」及び「コーナンドイト」店舗は対象外ですのでご注意ください。



※組合カードは各支部を通じてお渡しさせて頂いています。



「全国建設業労災互助会」

第三者賠償補償制度

工事中に第三者への賠償責任が発生するリスク

団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償(保険)に加入されるより割安な掛金となっています。

組合では建設工事に伴って生じる不測の事故による賠償事故を補償できるよう、損保ジャパン代理店(株)ライフコートと提携しています。

工事遂行中に生じた偶然な事故、また建設工事ににかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(例)内装業者が工事中にシートが飛ばされ室内にあった家財が水濡れ被害。施工ミスによる水漏れ被害。作業物落下による通行人へのケガ。

リース車の破損(自走可能なリース・レンタルした建設工作用車両の破損事故)

■お支払限度額・自己負担額(標準プラン)

身体賠償	1名につき	最高2億円
	1事故につき	最高5億円
財物賠償	1事故につき	最高1億円
自己負担額	身体賠償・財物賠償それぞれにおいて、1事故につき5万円が自己負担となります。(損害額が5万円を超えた場合に超過額がお支払いの対象となります)	

■年間掛金/建築100%の場合

完成工事高	1千万円	13,596円
	3千万円	34,608円
	5千万円	41,604円

※案内パンフレット希望・見積り希望・詳しい説明が聞きたいという方につきましては、(株)ライフコート・さくらの西山までご連絡をお願いします。お問合せの際は建築組合員ですとお伝えください。

☎0744-45-3151 / 桜井市大西445-3

中建国保からご案内

集団健診が始まります。
9月7日~12日
早期発見&早期治療を。

今年度も生活習慣病予防の徹底を図るため、基本健診・がん健診・胸部直接レントゲン撮影の三本柱を中心に集団健診を9月7日から12日にわたり実施します。

過去に建材として使用されていたアスベストによる健康被害は、建設業に働く者にとっては重要な問題です。少しでも早く発見することが健康と生活を守るために必要であり、今年度も胸部直接レントゲン写真の読影を進めてアスベスト対策に取り組んでいきます。

中建国保奈良建築支部が開催するこの集団健診を受診された場合、受診者の自己負担金はありません。ただし集団健診を受けることが出来る方は、中建国保に加入されている組合員さんと20歳以上の家族の方です。

健診をお申込みになられた方は、くれぐれもお忘れなく受診をお願いします。



宇陀支部

防災パトロール

7月17日の午後3時に組合事務所集合し、事前打合わせしてから、防災パトロールと事務所整理・清掃の2組に別れ、パトロール班は榛原駅前の足場が掛っている建物から見て廻りました。足場や養生シートも掛かっていましたが、誰も居らず、次に萩の里の現場は組合員さん（塗装）の現場で足場も養生もしっかりとされていました。

大宇陀地区の組合員さん（工務店）の現場では、足場の整理整頓や養生はしっかりとされていましたが、休みで職人さんは居ませんでした。また、他の現場でも親方は不在でしたが職人さんが作業をされておられたので、「暑いので水分補給や休息を十分にとって熱中症になら



足場や養生シートを重点的にチェック

ないように」と注意喚起をしてポスター等を貼らして頂き事務所に戻りました。当日は気温も湿度も高く、午後3時過ぎの休憩だと良いかと思いましたが、ゆっくりと休息を取られているのか現場にはほぼ誰もいないような状況がありました。皆さん、毎日酷暑が続きますが、体調管理にはくれぐれもお気を付けて作業されてください。

（支部長 浦野博記）

空き家・リフォーム 各市町村で助成金制度設置 仕事確保に役立てよう

空き家対策や住宅リフォームへの需要が高まっていることから、県内各市町村では様々な助成金制度を設けています。組合員皆さんの仕事確保に繋がられるようご活用ください。

「点検商法」といわれる詐欺行為が全国で発生し、安心して頼める地域の建築業者の存在を住民に周知していくことも詐欺被害を防止する上で大切です。

※広陵町の住宅リフォーム助成

町民が自己の居住している住宅を、町内の住宅リフォーム登録業者を利用し、20万円以上の通常のリフォーム工事に対して助成。
対象工事・・・壁紙の貼り替え、外壁の塗替え、屋根瓦葺替え、台所等給排水の改修、トイレ設備改修、その他住宅の模様替え等のための工事

対象工事費	助 成 額	助成上限額
10万円以上	対象工事費の総額の10%	10万円を限度

県内市町村で実施されている住宅リフォーム助成制度（3市3町1村）

自治体	交付対象工事一例	補助金
桜井市	新築または増築、改築及びリフォーム内装工事をする場合。新築は県産材及び内装材の総材量が5㎡以上使用。増改築は県産材及び内装材の総材量が2㎡以上使用。内装工事は県産材及び内装材の総面積が20㎡以上使用。※市内施工業者が行う場合は、さらに5万円を加算。	市内商品券 最大20万円
大和郡山市	窓の断熱改修、または外壁・屋根・天井・床の断熱改修をいずれか含んでいること。外構工事の費用を除く工事に要する総費用が50万円以上	市内商品券 一律5万円
宇陀市	住宅・店舗の新築やリフォーム等の際に、宇陀市産木材を使用した方。構造材または内装材に利用した、宇陀市産木材購入費の半額。	市内商品券 最大10万円
広陵町	一般的なリフォーム工事全般（経費が20万円以上）※塀、柵などの外構工事やシステムキッチン、便器などの設備備品が対象外。	最大10万円
下市町	町内の製材所で購入した、吉野郡内で生産又は製材された木材を使用した改修、修繕、改修、増築工事であること。工事費用が20万円以上	最高20万円
河合町	居住部分の修繕、改修・壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の葺き替え、バリアフリー化、建具・ガラス・給排水その他住宅の模様替え等のための工事	最大10万円
川上村	新築・リフォーム・購入する方に、対象経費の1/2を補助。川上産吉野材を2㎡または20㎡以上使用した場合の新築・リフォーム、村の耐震診断を受診した耐震リフォームには上限200万円。	上限 100万円

※詳しいことは該当市町村の関係窓口へお問合せください。

急激な物価の高騰による建築資材の高騰、アスベスト建材の適正処理に係る費用の増加など、リフォーム工事を必要とする市民の負担感が増えています。一方、市民生活においては住宅の耐震化や省エネ化、風水害対策や防犯対策など住宅改修ニーズが顕在化しています。また、国土交通省は耐震改修助成制度の補助限度額の引き上げなどを進めています。

住宅のリフォームは住民の住生活・住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の多岐にわたる産業に経済波及効果をもたらします。私たちの組合でも仕事の全量を増やすこと。地域経済活性化を目的に各支部では首長や議会議員への地道な要請行動を行っています。現在は大和郡山市・桜井市・河合町・広陵町・下市町・川上村・宇陀市で助成制度が創設され、全国で500を超えています。リフォーム助成制度の大きな魅力は、その地域住民でもある建築業者を利用することが条件で、組合員にとっては大きな仕事確保の一助となります。この制度を住民に上手く説明し、仕事確保の一つにつなげていくことが大切です。引き続き、県下すべての市町村にリフォーム助成制度の創設を求めて、要請行動を続けていきます。

空き家の改修等に対する補助金がある自治体

奈良市	空き家・町家バンク活用住宅支援補助金（荷物撤去・改修・購入費用一部補助）
香芝市	空き家対策支援事業（除去・改修に補助）
御所市	空き家・町家バンク活用住宅支援改修費補助金
山添村	空き家改修事業補助金
曽爾村	空き家改修補助金
明日香村	空き家リフォーム工事補助金（工事施工業者は原則として村内事業者）
吉野町	定住促進空き家改修事業補助金（空き家バンク登録）
下市町	定住促進空き家改修事業補助金（空き家バンク登録）
天川村	空き家改修事業等補助金
十津川村	空き家情報バンク活用支援（改修修繕）補助事業・空き家等解体事業補助金
東吉野村	定住促進空き家改修事業補助金
黒滝村	空き家リフォーム工事補助金（空き家バンク登録）
野迫川村	空き家改修事業補助金（空き家バンク登録）
三郷町	空き家リフォーム補助金

※上記以外の自治体でも様々な助成金制度がありますので詳しくは各市町村でご確認して下さい。

「事務所・作業場・倉庫」等の 労災保険

工事現場以外の業務とは…

- ①作業場で（請負工事とは無関係な）木材等を加工する。
- ②作業場・倉庫・資材置場で、手すきの時間（請負工事とは無関係）に片付け、整理、道具の手入れをする。
- ③事務の業務など。

例えば

- ・従業員が作業場で建築用金具を加工中にケガをした。
※請負工事につながる作業ならば「元請の現場労災」を適用。
- ・雨天のため、従業員に倉庫の整理整頓を命じたところケガをした。
- ・事務所内で事務員が転倒してケガをした。

これらのケースは「事務所労災」を成立させていなければなりません。しかし、事業主が労災保険に未加入であっても、ケガをされた労働者は労災保険で救済されますが、労災保険加入の事業主に対しては、さかのぼっての保険料の徴収や労災保険給付額の100%又は40%を徴収される費用徴収等のペナルティが課せられることもあります。

労災保険、大丈夫ですか

「現場労災」だけでは 不都合なケースも!?

労災保険は、労働者（事業主に使用され、賃金を受けている人）の災害に対する保護を目的とする制度ですが、建設業の労災保険は一般的に「現場労災」と「事務所・作業場・倉庫」などの労災保険に分かれています。さらに「現場労災」は、労働者が作業中に発生した災害に備えるものとし、事務所・作業場・倉庫などの労災保険は、労働者が事務所・作業場・倉庫などで発生した災害に備えるものとして適用されます。しかし、現場労災だけでは、労働者が事務所・作業場・倉庫などで発生した災害に備えることができません。そのため、現場労災と事務所・作業場・倉庫の労災保険を併用する必要があります。

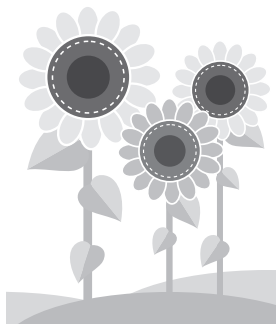
一般的に「現場労災」と「事務所・作業場・倉庫」の労災保険（略称「事務所労災」）の加入が必要となります。保険料の計算方法は、労働者の賃金総額（年間）×保険料率となります。また、造園業者における「剪定作業のため」の労災保険については、土木工事を伴わない「樹木の剪定や手入れのみ」の業務は、労災保険上では、農業の扱いになり、事業主は「樹木の剪定や手入れのみ」業務のための労災保険の加入が必要になります。保険料の計算方法は「事務所労災」と同じです。労災保険のご不明な点は組合の労災係りまでご相談ください。

中建国保のホームページを ご活用ください。

保険料シミュレーション

所属の支部、保険料種別、家族数に応じた、月ごとの保険料が簡単な質問に答えるだけでわかります。QRコードを読み取るとスマートフォン専用ページを見ることができます。

<http://www.chuken.or.jp>



法人になっても中建国保で 健保適用除外は国が定めた制度

国土交通省では、建設業における人材確保と、公平で健全な競争環境の構築を目的に、社会保険未加入対策を進めています。社会保険とは、一般的に「健康保険・厚生年金・雇用保険」の3つがあげられます。このうち健康保険については「中建国保に加入しているが大丈夫か？」という問合せを受けることがあります。

全ての法人事業所と従業員5人以上の個人事業所は、法律により「協会けんぽ」と「厚生年金」への加入が義務付けられています。

しかし、すでに中建国保に加入している組合員さんは「健保適用除外承認申請を行い、承認を受けることで、健康保険は中建国保に残ったままで、年金だけを厚生年金とすることが可能です。これは国が認めている制度で建設業許可申請や経営事項審査においても「保険加入」の扱いとなり「適法」です。

また、適用除外の承認を受けた事業所が従業員を新たに雇用する場合も「健康保険適用除外承認申請」を行い、承認を受けることで厚生年金と中建国保の組み合わせで加入することができます。

しかし、元請や上位企業、社労士の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に対し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例がありますのでご注意ください。

なお、常勤労働者が5人未満の個人事業所は「協会けんぽ」に加入する必要はなく、中建国保のままで問題ありません。

これから法人設立を検討している方、 設立が決まったらすぐに組合に連絡を

あらたに法人事業所を設立したり、すでに健保適用除外の承認を受けている事業所が常勤労働者を雇用した場合でも「適用除外」の手続きが必要です。事由発生の日から14日以内に事業所所在地を所管する年金事務所に申請しなければなりません。

手続きが遅れた場合、中建国保の資格を失うこともありますのでご注意ください。

◆あなたはどこに該当しますが、ご確認ください！

		健康保険		年金	雇用保険
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)	厚生年金	雇用保険
A	法人事業所	○	○	○	○
B	個人事業所 (従業員5人以上)	○	○	○	○
C	個人事業所 (従業員5人未満)	○	○	○	○
D	一人親方	○	○	○	○

○は社会保険の強制適用事業所。上記のとおり加入していれば適正な加入となります。

ご注意ください！
健保適用除外をしている事業所は適法です。上位企業や自治体からおかしいと言われたら組合にご相談を！

「合格祝い金」 & 「資格取得報奨金制度」
交付申請を忘れずに！

全建総連の「資格取得報奨金制度」

- ◎支給条件（支給対象者）
- ※受検（験）及び受講時、支給時に組合員であること。
- ※資格取得日が平成30年4月1日以降で、新規に資格取得された方。
- ◎対象資格と支給金額
- 区分1** 10,000円
- 一級建築士、設備設計建築士、構造設計建築士、一級施工管理技士、一級技能士、第一種電気工事士、電気主任技術者（一、二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者
- 区分2** 5,000円
- 二級建築士、木造建築士、二級施工管理技士、二級技能士、第二種電気工事士、電気主任技術者（三種）、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許

組合の「合格祝い金」

- ◎対象資格 技能検定合格者ならびに技能講習（作業主任者）修了者
- ◎助成金額 3,000円
- ◎交付対象者 組合加入後に資格取得、かつH24年3月1日以降に合格（修了）された方
- ◎共通した書類と提出方法
- ・申請書 申請書はFAXにて送付させていただきます。
 - ・添付書類 資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了証の写し、認印）
 - ・身分証明 運転免許証など
 - ・提出方法 組合本部までご持参または郵送して下さい。
- ◎支給方法 組合本部窓口にて支給
- （例）2級技能士合格の場合、組合3千円・全建総連5千円 計8千円
- 作業主任者修了の場合、組合3千円 計3千円

奈良	114
生駒	167
山添	27
都祁	11
郡山	48
斑鳩	38
天理	154
東宇陀	14
田原本	65
北葛	281
桜井	119
香芝	95
宇陀	119
橿原	456
菟田野	40
東吉野	18
御所	76
吉野	49
中吉野	52
五条	87
川上	10
西吉野	5
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2062

組合員 2,062名 支部組織人員(令和8年7月20日現在)

『先月より増減なし』

ようこそ
組合の仲間へ

令和8年6月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
橿原	稲垣 拓海	24	大工	浅岡 政則

令和8年7月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
北葛	田中 応征	52	大工	藤井本正明
北葛	西野 樹	23	新築美装	鉄崎 秀人
宇陀	西本 未来	27	大工	角林小夜子
橿原	小山 浩輝	27	舗装工	浅岡 政則
橿原	櫻井 章智	31	鳶	門脇岳(桜井)
橿原	中村 一貴	39	鳶	門脇岳(桜井)
橿原	竹島 和章	51	現場監督	浅岡 政則
橿原	西浦 博子	56	土木	浅岡 政則



今月の労災事故件数

(令和8年6月21日～
令和8年7月20日まで)
一人親方2件／一括有期5件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	0	1	1
2. 転倒	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	0	1	1
5. 切れ・擦れ	0	0	2	2
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	1	0	1
8. 動作の反動・無理な動作	1	0	0	1
9. 交通事故	1	0	0	1
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合計	2	1	4	7

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では
各種技能講習会をおこなっています。

※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-3612040

○玉掛け技能講習

学科 9月24日～25日(組本)実技 9月28日

○有機溶剤作業主任者技能講習

学科 9月17日～18日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 8月18日～19日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 9月2日

○石綿作業主任者技能講習

学科 10月8日～9日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-2213345

○石綿作業主任者技能講習

学科 令和9年1月19日～20日

○足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 9月9日～10日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 9月16日～17日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月19日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

夏場の脳梗塞に要注意！

要注意の時間帯に水分補給の習慣を

夏の脳梗塞で特に注意が必要な時間帯は「睡眠中と、朝の起床後2時間以内」です。

水分が補給できない睡眠中に汗をかき、脱水状態になったところで起床直後に血圧が上がるために、脳梗塞を引き起こしやすくなってしまいます。脳梗塞にならないための予防として、就寝前と起床後にコップ一杯の水を飲むことを習慣にしましょう。



◇こんな兆候が一つでもあったら、すぐ救急車を！

- ・片側の目が見えにくくなる、物が二重に見える
- ・顔の片側が下がり、ゆがんでいる
- ・片側の手足に力が入らない、体の半分がしびれる
- ・ろれつが回らなくなり、言葉が出にくくなる

熱中症にご注意を

こまめな水分・塩分補給と十分な休憩を

熱中症が発生しやすい季節になりました。建設現場は高温多湿な現場で作業することも多く、特に熱中症を生じやすい労働環境にありますので、正しい知識と適切な応急処置が必要です。次のような症状が出た場合、熱中症を疑ってください。

- ①軽度の症状（現場での応急処置で対応できる）めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない
- ②中程度の症状（病院への搬送が必要）頭痛、吐き気、体がだるい（倦怠感）、虚脱感
- ③重度の症状（入院して集中治療の必要性がある）意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対して返事がおかしい、まっすぐに歩行・走行できない

熱中症が疑われたとき

死に直面した緊急事態であることを、まず認識しなければなりません。重症の場合は救急隊を呼ぶことと同時に、現場ですぐに体を冷やすことが大事です。

①涼しい環境への避難

風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。



②脱衣と冷却

衣服を脱がせて、体から熱の放射を助けます。皮膚に水を掛けて、うちわや扇風機等で扇ぎ、体を冷やします。体温の冷却は出来るだけ早く行う必要があります。



重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げる事ができるかにかかっています。



③水分・塩分の補給

冷たい飲み物を飲ませます。冷たい飲み物は、胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなどが最適ですが、食塩水（1ℓに1～2グラムの食塩を入れたもの）でもよいです。

呼びかけや刺激に対する反応がおかしいなど意識障害がある場合には、経口から飲ませることは危険です。



④医療機関へ運ぶ

自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送しましょう。



組合本部では7月19日（日）の午後1時より、熱中症予防管理者教育の講習会を開催し25名が受講しました。これまで熱中症対策は作業環境改善や健康管理の一環として位置づけられてきましたが、近年、建設業や運送業などに限らず熱中症が頻発しており、休業者や死亡者ともに増加傾向にあることから、関係法令が改正され対策が義務化されました。

事業主や現場監督、安全衛生の担当者等熱中症予防のための管理者として職務が遂行できる方を対象に「熱中症予防管理者教育」を開催しました。労働安全コンサルタントの堀江氏より熱中症の症状、予防、救急措置、事例などについて丁寧に教育にあたって頂きました。受講者には修了証を交付して熱中症予防管理者教育を終えま



4時間の教育講習を受講したみなさん

組合本部「熱中症予防管理者教育」講習を開催

安全衛生の担当者等熱中症予防のための管理者として職務が遂行できる方を対象に「熱中症予防管理者教育」を開催しました。（本部書記 能城記）

吉野支部

温泉と大衆演劇を楽しむ親睦ツアー @八尾グランドホテル

6月20日土曜日は生憎のお天気となりましたが、吉野支部の親睦ツアーを企画し、執行部や組合員メンバーと奥さまにもご参加いただき16名のご参加を頂きました。

八尾グランドホテルから送迎して頂けることになり、吉野からホテルまで約1時間でしたが、送迎バスの中から和気あいあいとした会話が飛び交いました。



大衆演劇の芝居に感激!

あつという間の1日でしたが、みなさん楽しく過ごされていて支部の繋がりがより深めることができました。ありがとうございました。（支部長 南達人記）



宴是和気あいあいとお腹いっぱい